	(2)　第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。 (3)　第二号技能実習の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。 (4)　第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。
(新設)	(新設) (新設) (新設)

別記様式第１号（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第２面　Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

技　能　実　習　計　画

作成日：　年　月　日

（略）		
３技能実習生	（略）	（略）
	④帰国（予定）期間	（略）
（略）		
５技能実習の内容	（略）	（略）
	④実習	第１号技能実習にあっては第４面「実習実施予定表」、第２号技能実習又は第３号技能実習にあっては第５面「実習実施予定表（１年目）」及び第６面「実習実施予定表（２年目）」のとおり
（略）		

（注意）

１～５　（略）

６　３欄の④は、第３号技能実習に係る申請である場合には、第２号技能実習の終了後第３号技能実習の開始までの間又は第３号技能実習開始から１年以内における本国への一時帰国の期間（一時帰国する予定の期間を含む。）を記載すること。帰国期間が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

別記様式第１号（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第２面　Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

技　能　実　習　計　画

作成日：　年　月　日

（略）		
３技能実習生	（略）	（略）
	④帰国期間	（略）
（略）		
５技能実習の内容	（略）	（略）
	④実習	第４面「実習実施予定表」のとおり
（略）		

（注意）

１～５　（略）

６　３欄の④は、第３号技能実習に係る申請である場合には、第２号技能実習の終了後第３号技能実習の開始までの間における本国への帰国期間（帰国する予定の期間を含む。）を記載すること。